



川内原子力発電所視察《新規制基準の申請概要説明（8月30日）》

第3回定例会

平成25年第3回市議会定例会は、9月10日から会期を2日間延長し、9月27日までの18日間の会期で開かれ、平成25年度補正予算3件、議員報酬月額を10%減額する条例の制定についての議案など10件が提案され、原案のとおり可決されました。また、平成24年度決算認定7件は継続審査とされ、さらに意見書3件が原案可決されました。

- 議案及び審議結果等……2ページ
- 一般質問……3ページ
- 議会のうごきほか……18ページ

本会議の様様をインターネットで生中継
市のホームページ(URL=<http://www.city.akune.kagoshima.jp/>)
平成20年第1回定例会から録画中継でもご覧になれます。

平成25年第3回定例会 議案及び審議結果

番 号	内 容	議 決 日	結 果
報告第5号	議会の委任による専決処分の報告について	H25. 9. 10	報 告
議案第50号	教育委員会の委員の任命について	H25. 9. 10	同 意
議案第51号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	H25. 9. 10	同 意
議案第52号	阿久根市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の一部変更について	H25. 9. 10	原案可決
議案第53号	財産の取得について	H25. 9. 10	原案可決
議案第54号	阿久根市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 9. 25	原案可決
議案第55号	阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 9. 25	原案可決
議案第56号	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 9. 25	原案可決
議案第57号	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 9. 25	原案可決
議案第58号	平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第4号）	H25. 9. 25	原案可決
議案第59号	平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）	H25. 9. 25	原案可決
報告第6号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	H25. 9. 25	報 告
議案第60号	平成24年度阿久根市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	H25. 9. 25	原案可決
陳情第4号	少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度拡充に係る陳情書	H25. 9. 25	趣旨採択
意見書第1号	森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書	H25. 9. 25	原案可決
意見書第2号	地方税財源の充実確保を求める意見書	H25. 9. 25	原案可決
意見書第3号	小児科夜間診療の充実・確保を求める意見書	H25. 9. 25	原案可決
認定第1号	平成24年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）	H25. 9. 25	継続審査
認定第2号	平成24年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）	H25. 9. 25	継続審査
認定第3号	平成24年度阿久根市歳入歳出決算認定について（簡易水道特別会計）	H25. 9. 25	継続審査
認定第4号	平成24年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）	H25. 9. 25	継続審査
認定第5号	平成24年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）	H25. 9. 25	継続審査
認定第6号	平成24年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）	H25. 9. 25	継続審査
認定第7号	平成24年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について	H25. 9. 25	継続審査
陳情第5号	川内原発1号機2号機の再稼動に反対し廃炉を求める陳情書	H25. 9. 25	継続審査
陳情第6号	川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書	H25. 9. 25	継続審査
陳情第7号	原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書	H25. 9. 25	継続審査
陳情第8号	県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼動を反対する意見書の提出を求める陳情書	H25. 9. 25	継続審査
	議員派遣の件	H25. 9. 25	決 定
議案第61号	平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）	H25. 9. 27	原案可決
議案第62号	阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 9. 27	原案可決

○議決結果（賛否が分かれた案件のみ）

議 案 名	議員名（議席番号順）														議決結果		
	出口 徹裕	仮屋園一徳	竹原 恵美	石澤 正彰	松元 薫久	牛之濱由美	濱崎 國治	野畑 直	大田 重男	牟田 学	岩崎 健二	木下 孝行	鳥飼 光明	山田 勝		中面 幸人	濱之上大成
阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	—	原案可決
森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	—	原案可決
地方税財政の充実確保を求める意見書	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	—	原案可決
陳情第5号、第6号、第7号及び第8号について閉会中の継続審査を求める件	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	—	決 定
平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	—	原案可決
阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	◇	◆	◇	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◇	◆	◆	◇	◇	◇	—	原案可決

※濱之上大成議長は、議長職のため特別多数議決以外の議案については、表決（賛成、反対の意思表示）権はありません。（表の見方）◇は賛成、◆は反対

主な議案の内容

※ 議案第52号

漁港整備事業（脇本漁港、佐潟漁港）を事業計画に追加するため計画の一部を変更しようとするもの。

※ 議案第53号

救助工作車を取得するの
で、議会の議決に付すべき契
約及び財産の取得又は処分
に関する条例第3条の規定に
よる、議会の議決を求める
もの。

※ 議案第54号

鹿児島県家畜導入事業実施
要領等の一部が改正されたこ
とに伴い、取扱基準を別に定
めることとして条文の整備を
行うとともに、基金の額を改
めるため、条例の一部を改正
しようとするもの。

※ 議案第57号

番所丘公園の有料公園施設
としてグラウンドゴルフ場を
追加するとともに、同施設等
の使用料を定めるため、条例
の一部を改正しようとするも
の。

※ 議案第62号

議長、議会副議長、議
会常任委員会委員長、議会運
営委員会委員長及び議員の議
員報酬月額を減額（10％）す
るため、条例の一部を改正し
ようとするもの。

※ 同意されたもの

◎教育委員会の委員の任命につ
いて
古賀 正男氏
（再任）

◎固定資産評価審査委員会の委
員の選任
松 永 英雄氏
（再任）

陳 情 書

※ 趣旨採択されたもの
◎少人数学級の推進、義務教育
費国庫負担制度拡充に係る陳
情

意 見 書

※ 可決されたもの
◎森林吸収源対策及び地球温暖
化対策に関する地方の財源確
保のための意見書

◎地方税財源の充実確保を求め
る意見書

◎小児科夜間診療の充実・確保
を求める意見書

一 般 質 問

第3回定例会では9名
の議員により市政全般に
わたり一般質問が行われ
ました。

以下、質問（議員）と
答弁（市長）の中から要
約して紹介します。（発
言は通告順）

質問者 石澤正彰議員
学校給食センターの
異物混入について

議員 7月3日付けで南日本新
聞に掲載された異物混入につ
いて説明していただきたい。
2番目に同日付けで教育委員
会と混入があった学校長名で
詫び状のプリントが配布され
た。その理由をお聞かせいた
だきたい。

市長 学校給食センターは、安

心・安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を市内各学校に徹底した衛生管理のもと安定的に提供することが最大の目的であると考えている。

このため、栄養教諭を中心として学校給食の調理配送業務の委託業者である伊田食品株式会社とともに衛生管理や異物混入の防止について努力しているが、今回7月3日付南日本新聞に掲載されたとおり、金属片の混入があり、保護者、児童生徒に多大なご心配をお掛けし心からお詫び申し上げます。

幸いこの金属片については、配膳時に発見されたため、生徒には影響なかったが、万が一のことを考える時に安心・安全な給食の提供を目標としている学校給食では決して看過できないことであると受け止めている。

教育長 新聞に掲載された異物混入は、6月28日金曜日の阿久根中学校3年1組の学校給食の副菜「チンジャオロースー」の中に直径約3ミリ、長さ約5ミリの円筒形の黒色に近い金属片が混入していた。保護者、児童生徒に多大なご心配をお掛けし心からお詫び

申し上げます。

学校給食センターでは、阿久根中学校からの連絡を受け、直ちに委託業者である伊田食品株式会社の責任者に対し、原因究明と再発防止について報告を要望した。

その結果、金属片はリベツトではないかと思われるが、学校給食センターで使用しているものとは形状が違い、学校給食センターの施設や器具類などにも破損等がない旨の報告を受けた。

その後、十数回にわたる調査を行ったが、原因となった金属片の混入した場所の発見には至っていない。

しかし、給食の安全は100%が当然であり、今後さらに原因の究明、学校給食センターでの管理体制等を見直すだけでなく、各小・中学校においても給食指導の充実が図られるよう関係者が一体となり、給食の安心・安全に全力を尽くしていきたい。

次に、同日付で教育委員会と学校長名で詫び状が配布され、その理由のお尋ねであるが、教育委員会としても幸いにも生徒にけがなどなかったとはいえ、短い間隔で2回

の金属片の混入があったことを非常に重く受け止めている。

すぐに対応すべきではあったが、現在まで原因が判明せず生徒への健康被害もない状況での公表については慎重に判断する必要があった。

一つは、原因が判明していないことにより保護者に対して過剰な不安を与える懸念があったこと、二つには、万一、生徒のいたずらであった場合の対応について慎重に検討しなければならぬことなどから原因の究明を優先し、公表については阿久根中学校と協議しながら慎重な対応を考えていた。

阿久根中学校においては7月3日にPTA役員会を予定していたので、事実の説明とお詫びを申し上げる旨について阿久根中学校、教育委員会と協議した上で、同日7月3日付で阿久根中学校保護者に対して文書を配布することにした。

また、同時に阿久根市内の全小・中学校長に対して「給食指導の徹底について」の文書により給食指導の徹底を図るよう注意喚起を依頼した。

(原田教育長)

市長の施政について

議員 阿久根市の活性化と交流人口増加に欠かせないのは、市民の協力と市内、県内企業の協力が必要だと思うが、市長の考えをお聞きたい。

また、市長や職員の努力で旧桑原城工業団地もメガソーラー発電所に生まれ変わったが、事業主等や借地料等の説明をお願いしたい。

市長 本市の人口は年々減少の一途をたどっており、65歳以上の高齢化率も三六%を超えようとしている現状である。市の活性化を図るためには、交流人口の増加を図ることが重要であると十分認識しており、本年、5月のゴールデンウィークの期間に初めての試みとして、市街地区の3通り

会で「阿久根・はな*HAN A*華まつり」を、番所丘公園では「グリーンフェス」を開催し、多くの市民や観光客でにぎわうことができた。また、毎年4月から5月に開催する「うに井祭り」も、今年度は、一万九千百十一食を売上げ、多くの観光客でにぎわった。これからも阿久根なら

では新鮮で豊富な食材を生かした「うに井祭り」や「きびなご祭り」、そして現在開催中の「伊勢えび祭り」などのイベントを開催して、年間を通じた交流人口の増加を図っていきたい。

今年度、「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画の策定や、阿久根駅舎の改修を進めており、これらの拠点施設を市活性化の起爆剤として、さらに、現在、着地型観光の取組として、起業支援型雇用創造事業を活用した体験型農林漁業推進事業や、グリーンツーリズムの推進により、交流人口の増大、集落の活性化、定住促進化を図り、昔の集落のにぎわいを取り戻し、市全体の活性化に努めてまいりたい。

しかし、これらの目的の達成には、行政のみでは不可能であり、市民の皆様と一体になったまちづくりと併せ、民間企業の協力なしには困難なことから、事業協力への積極的な働きかけに今後なお一層努めてまいりたい。

次に、桑原城工業団地に建設されたメガソーラー発電所について、本年7月12日に工

事が完了し、同月16日から送電開始している。年間発電電量の見込みは二千七百二十メガワットアワーで、一般家庭の消費電力に換算すると、七百八十戸分の発電量となつている。事業主は、株式会社大林組が一〇〇%出資して設立された子会社である株式会社大林クリーンエナジーであり、

借地料は、1平方メートル当たり百二十二円で、年間五百六十六万四千三百円、貸付契約期間20年間で一億千三百二十万八千六百円となつている。

なお、貸付料は、桑原城工業団地にこれまで市が投資した金額一億四千六十八万七千円を基準に算定している。

質問者 出口徹裕議員 阿久根駅改修について

議員 阿久根駅の改修について、8月12日に記者発表があり、東京オリンピックに先立ち「おもてなし」と交流の場として、物産展やコンサートなど多用途に使える待合室、

特色ある本を集めるミニ図書館を設けるといことが報道された。

また、このことは記者発表に遅れ、9月10日に市のホームページにも資料が公開され、阿久根駅が地域の拠点の一つとなることに期待している。

今回、阿久根駅のリニューアルは、新設でなく改修ということだが、新築と比べ耐久性、耐用年数に問題はないか。また、各施設の内容について、前回の議会で3番議員の質問で答弁のなかつた運営、管理方法について、説明いただきたい。

市長 本事業は、工業デザインの水戸岡鋭治氏にお願いした駅舎デザインが8月6日に示され、8月12日、各議員に説明するとともに、県庁において記者発表をさせていた。

今回の事業が新築ではなく改修であることについて、耐久性の面からの質問であるが、水戸岡鋭治氏と協議を行う中で、駅舎については、解体して新たに建築するのではなく、これまでの駅舎の面影を残しつつ、リニューアルす

るほうが、経費的にも工法的にもベターであり、またこれまでの阿久根駅舎に対する市民の皆様の思いも守ることができるのではとのことから、現駅舎の骨格を活かして改修を行うこととなったものである。

現駅舎は、戦後建築され、昭和61年頃一部改修されており、当初から60年余りが経過していることから、改修に当たっては耐震診断を行うとともに基礎部分については地盤調査を実施し、補強の必要な部分については耐震補強を行う改修することとしている。これにより地震に対する安全率、いわゆるIw値が、〇・二五から一・二四となり、震度6から7程度の地震に対して一応倒壊しないという判断をいただいている。また、工事を進める中で、補修の必要な部分が新たに見つかった場合は、その都度適切な方法で補修を行うこととしており、耐震性、耐久性については十分確保できるように設計し、工事を進めてまいりたい。

次に、施設の運営、維持管理、各施設の内容について、阿久根駅舎は、本来、肥薩お

れんじ鉄道の財産であるが、今回、駅務室など一部を除いて、肥薩おれんじ鉄道から無償で譲渡を受け、工事を行うこととしている。完成した施設は、鉄道事業の面からは駅である一方、交流・物販・情報発信を行う市の公共施設と位置づけられ、運営及び維持管理については、指定管理者を指定して運営していきたい。

なお、指定管理者の指定には、必要な手続きを踏まえた上で、12月議会に提案したいと考えている。

各施設の主な内容について、本施設のコンセプトは、一言で言えば「まちの迎賓館」であるとともに「まちの公民館」である。

本市を訪れた方をおもてなしの心を持って温かく迎え入れ、上質の空間で快適な時間を過ごしていただくことにより、訪れた方に感動していただくとともに、地元食材を利用した食事を提供し、より多くの人に阿久根のよさを知っていただくための施設としてデザインしていただいた。

また、市民にとっては、待ち合わせ場所として利用した

り、日常的な憩いの場、さらには、ミニコンサートや上映会の会場としても活用できる多目的な施設として、様々なシーンの演出が可能となるようデザインしていただいた。

このことから、待合室においては列車の待合だけではなく、様々な情報発信や交流活動が行えるスペースとして整備して、食堂については、地元食材を活用したオリジナル料理の提供や、現在、運行している観光列車「おれんじ食堂」のサテライトとして「おれんじ食堂」でお出しする食事を提供する一方、「おれんじ食堂」のお客様方の食事場所としても活用できるのではないかと考えている。また、カフェについては、市民の皆様が気軽に立ち寄り、図書スペースの本を読みながらお茶などを楽しんでいただける場所として、キッズコーナーには、木のプールや様々な遊び用具を整備して、子供たちが楽しく遊べるようなスペースとして整備する。

これらの機能を盛り込むことにより、どこにもないオンラインワンの駅舎となり、本市活性化の起爆剤になるものと

期待している。



改修が予定されている阿久根駅

「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画について

議員 阿久根駅や市民交流センターの改修・建設が進んでくる以上、今後一定の方針が決定されていると思うが、ハード面の基本的な方針は、どのような計画か。

市長 「うみ・まち・にぎわい」再生整備計画の目指すべきビジョンは、地域の宝を育て、人の絆でまちを楽しむ「うみ・まち・にぎわい」のまちづくりであり、本市の魅力とまちの楽しみ方を地域の人々が自ら気づき、体験し、活動する

ことで、地域以外の方々を引き寄せ、にぎわいにつなげるまちづくりである。デザインに関するコンセプトについて、阿久根駅舎、市民交流センターはそれぞれ事業が先行しており、それぞれのコンセプトにおいて整備がなされる状況となっているが、今後整備を進める旧港地区については、これらの施設のデザインコンセプトを勘案した上で、実施計画を策定していきたいと考えている。

御指摘のとおり、まちづくりでは、統一したデザインでまち並みを整備することは、景観づくりの面からも効果が大きいと認識しており、本市が景観行政団体の指定を受けていることから、今後は、景観計画等の策定を進めていかなければならないと考えている。

この計画策定においても重要なのは、市民の方々との協働であり、市民の方々と一体となったまちづくりであると考えている。

持続可能なまちのにぎわいを取り戻すためには、まず、そこに住む市民が住んで快適で楽しいと思える環境を作り

出すことであり、それが、他の地域の方々を引き寄せ、にぎわいを作り出すことにつながっていくものと確信している。

質問者 仮屋園一徳議員
阿久根市運動公園の維持管理について

議員 総合体育館の使用料金について、アリーナの冷暖房料金が1時間七千三百円となっており、使用料金、照明料金を合わせ、1時間八千円以上、2時間では一万七千円余りと、かなりの負担となり使用しにくいとの意見があるが、冷暖房料金について見直す考えはないかお尋ねする。

また、バスケットボールコート1つのラインの件について、床にラインが引かれていないため、大会ごとにテープはりやはがしを行わなければならない、固定されたライン引きは計画できないのか。

次に総合運動公園の施設管理について、総合体育館が築20年、勤労者体育センター、B&Gプール、多目的雨天屋

内練習場などほとんどの施設が、築30年以上経過している。本体施設だけでなく、付帯施設・体育器具なども老朽化しており、これまで幾度となく改良・補修され、安心・安全な施設管理が行われてきたと思うが、今後、老朽化した施設設備の改良、適正な維持管理についてどのように認識し、計画していく考えか。

市長 本市では、第5次阿久根市総合計画の中で、生涯スポーツの充実と競技スポーツの充実、体育施設の整備と活用等を基本方針として定め、市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図っている。

特に、スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設としての役割を担う総合運動公園の各種体育施設の整備は、重点課題として位置付け、施設の老朽化に伴う改修や利用者へのニーズに応じた改修工事等を年次的に行い、市民が体育施設を利用しやすい環境づくりを進めている。

総合体育館の利用料金について、総合体育館は、冷暖房設備が完備されており、近隣の市町の体育館に同様の設備がないことから、出水地区の大

会等は本市の総合体育館を利用した開催が多くなっている。総合体育館の利用料金のうち、特に冷暖房料金は、1時間当たり七千三百円であり、動力として重油と電力を用いている。冷暖房を稼働させた場合の利用料金は、確かに高額になるが、冷暖房機器の1時間当たりの重油使用料はおよそ百九リットルであり、総合体育館の完成当時の重油の単価は40円程度であったが現在は88円と高騰しており、現在のところ冷暖房の利用料金の引下げ等の見直しは難しいものと考えている。

次に、バスケットボールコート等のラインの整備については、バスケットボールコートのみでなく、既存のバレーボールコート、バドミントンコート等と一体的に整備すべきものと考えている。工事内容としては、床面研磨、塗装、ライン画線等であり、対象となる総合体育館床面積は二千二百平方メートル程度になる。工事費も多額となることとが予想されるが、今後、検討してまいりたい。

次に、運動公園の施設設備の改良、適正な維持管理につ

いて、阿久根市総合運動公園は、昭和46年に整備され、年次的に施設の拡充を行っており、現在では本市の競技スポーツの振興及び生涯スポーツ・レクリエーションの振興に欠かすことのできない体育施設となっている。

しかし、老朽化した施設も多く、年次的に修繕・改修工事等を行っている。

今後も市民の皆様が安心、快適に利用できるよう施設の維持管理に努めてまいりたい。

生涯学習課長 最近の改修状況として、平成21年度多目的雨天屋内運動場改修工事、多目的広場、野球場、及びテニスコート改修工事、陸上競技場街路灯取付工事、平成22年度に施設管理工事、施設整備工事、平成23年度に野球場及び多目的広場衝撃緩衝材等改修工事、陸上競技場照明灯改修工事、弓道場補修工事、総合体育館防水改修工事、平成24年度に野球場及び弓道場トイレ改修工事、テニスコート塗装工事、さらに今年度総合体育館防水工事、野球場及び多目的広場の芝張り工事、総合体育館男女トイレ改修工事、総合

体育館ブラインド改修工事を行った。

また、来年度以降の改修計画として、B&Gプール改修工事等を計画している。

(上野生涯学習課長)



多くの利用がある総合体育館

質問者 山田 勝議員
鹿児島県議会6月議
会に提案・可決され
た県職員の「上海研
修」について

議員 県議会6月議会に提案

可決された県職員の「上海研修」について、低迷している中国東方航空の鹿児島・上海線を維持するため、鹿児島県

が路線存続を理由に県職員千人の研修を事業費一億千八百万円で予算案に計上したが、批判を受け三百人を上海に派遣する研修事業費三千四百万円が可決された。

以来、この予算に対する県民の批判は激しく、ついに、前代未聞の知事のリコール運動にまで発展しようとしている。市長はこの問題をどのように受け止めているかお尋ねする。

市長 県は利用が低迷する鹿児島中国・上海間の定期航空路線維持のため、当初教職員を含めた県職員千人を上海に研修派遣する計画を打ち出し、6月議会にその必要経費を計上されたが、議会、県民の意見を踏まえ三百人に規模を縮小し、県議会が修正予算を可決したことを受け、7月5日から職員を上海へ派遣された。本研修事業の発端は、鹿児島・上海間の航空路線利用率が低迷し、その路線維持が目的であったと受け止めている。伊藤知事は、県政の発展には国内に限らず、海外からの観光客の誘致、特にアジア、中国における県産品の輸出の物流ルート販路の拡大が必要

人件費の削減と行政
改革について

議員 3月議会の職員の給与改正の質疑の中で市長が毅然と取り組む姿勢に安心をした。市政運営をしていく中で、人件費の削減と行政改革は常に経営者として考えて忘れてはならない問題と思うが、6月議会での答弁を聞くと行政改革と人件費削減に対するトーンが下がったような感じを受けたが、立候補時の意思と変わりがいいのかお尋ねする。

次に職員の活性化のための取組について、阿久根市の活性化、福祉の充実、市民サービス向上は職員の取り組み次第だと思っている。そのため市長の強力なリーダーシップはそれ以上に大切なことである。課長や職員の異動でその部署が動きだしたり、その影響で関係市民が動きだす現状を見てきた。市長はこの件についてどのように受け止めているのか。また、今年の新規採用試験の作文のテーマは何か。

次に窓口の対応について、大丈夫と書いていても、市民

として、各種施策を展開され

同航空路線の維持・存続はそれらの施策を進める上で基礎的条件であり、路線廃止は県政発展に大きな影響があるとの判断から、利用率向上とあわせて職員研修を兼ねて計画されたと考えている。計画の発表時期とその規模及び財源の点から県民に大きな反響があったところであり、事業計画に対してさまざまな見方があると思うが、研修費用の全額が税金で賄われていたという点も大きく取り上げられた一つの要因と考えている。

私も市政をあくまで責任者として各種施策の展開を大胆かつ確実に進めていく考えであるが、予算執行に当たっては費用対効果や将来負担も考慮しながら施策の効果が最も発揮でき、成果が最大限得られる予算措置を図るべきと考えている。事業の円滑な遂行には、議会、市民の事業に対する十分な理解と協力が不可欠であり、予算措置の段階から丁寧な説明や活発な議論による合意形成作業が重要であると考えている。

に対する対応の批判は絶えない。市長にもその話は届いているのか。また、どのように指導しているか。

市長 3月議会の答弁に比べ6月議会での答弁のトーンが下がったとの指摘であるが、いささかの方針転換も行っておらず、今後も当初掲げた高い目標の達成に向けて、地道に、粘り強く努力していく考えである。

次に、市の活性化や市民サービスの向上のための職員の取り組みについて、私は職員に地域に根差した職員であれと指導をしており、若い職員の多くが消防団活動にも取り組んでおり、その他の職員についても地域行事や地域の運営に関わっている。地域に溶け込み、根差し、ふれあいの中から地域の実情や市民の思いを職員一人一人が受け止め、行政運営の中での実務に反映ができるようになればと考えている。

採用試験の作文のテーマについて、本年度の作文課題は、現時点での発表は控えさせていたきたい。平成24年度の作文課題は「あなたが描く強い人の像とは」であった。

次に、窓口の市民サービスの対応について、ご指摘のように市民の方より職員の対応や態度が悪くなったという意見をいただいたことは事実である。このような際は関係課の課長等に直接指導したり、課長会において報告するなど更なる接遇、窓口対応時の心構え等について厳しく指導を行っている。

今後、職員はもとより嘱託・臨時職員にも、市民の方から相談等を受ける際の心構えや言葉づかいなどについて引き続き指導を重ね、市民の皆さん方に喜んでいただけるような、住民サービスの向上に取り組んでまいりたい。

国及び県に陳情した その後の結果について

議員 昨年の議会で陳情として採択し関係機関に意見を提出した根比海岸と、国道3号牛之浜のカーブについて、その後の結果を教えてください。

市長 根比海岸の侵食対策について、これまで市として、根比海岸の侵食防止について要望書を提出し要望してきた

が、補助事業の採択要件を満たす条件が厳しい中、県において基準点を設置し、定期的な侵食の観測をされている。

また、今年度、県単河川等防災事業で肥薩おれんじ鉄道と近接している箇所の侵食対策工事を一部施工される予定と伺っている。

市としては、根比海岸全体の侵食対策が必要と考えており、観測を継続していただき、その結果を踏まえて必要な侵食対策を推進していただくよう、毎年、出水地区社会基盤整備推進協議会において県土木部へ要望している。

今後、北薩地域行政懇話会など、あらゆる機会を通じて県への要望を継続し、侵食の防止対策に努めてまいりたい。

次に、国道3号牛之浜のカーブについて、国土交通省鹿児島国道事務所に対し市長名で要望を行っており、本年6月に事業化が決定したことを受けて、事業説明会が7月3日、牛之浜地区集落センターで開催された。今年度は、測量設計及び地質調査が発注された後、一部用地買収に入る予定と伺っており、今後、早

期の事業完了に向け国に協力してまいりたい。

高齢者等交通弱者対策について

議員 高齢者等交通弱者対策の重要性を認識し更にその充実に取り組んでおられるが、先の3月議会で乗合タクシーだけでは交通弱者の完全な救済はできないことが分かり、その対策のために取り組む考えをお尋ねした。

そこで、乗合タクシーの実施状況及び乗合タクシーを利用できない地区のための福祉タクシー実施のための取り組み状況をお尋ねする。

市長 乗合タクシーの運行状況について、平成24年度の運行実績は、市内9路線の利用者は延べ人数にして千五百人、運行回数にして九百十回となっている。平成24年度は、多田・桑原城地区、脇本北部、東部及び西部地区で新たに運行を開始したが、これを除いて平成23年度と比較した場合、利用者数で一・八倍、運行回数で一・五倍となっており、順調に利用が伸びてきている状況である。内訳は、大

川地区が延べ利用者数九百六十六人、運行回数五百九十四回、弓木野地区が延べ利用者数九十七人、運行回数六十回、米次地区が延べ利用者数二人、運行回数二回、多田・桑原城地区が延べ利用者数百十一人、運行回数六十八回、脇本北部地区が延べ利用者数二百四十人、運行回数百十三回、脇本東部地区が延べ利用者数九十二人、運行回数七十三回となっている。

また、今年度は、落・杵・馬見塚地区の運行を見直し、佐潟・遠見ヶ岡・倉津地区もその運行路線の対象に含め、市街地まで路線を延長することにより、利便性を向上させるため、今議会にそれらの経費を計上している。

次に、乗合タクシーを利用できない地区の方々のための福祉タクシーの運行について、福祉タクシーの運行は、福祉施策としての取り組みとなり、利用者も限定されることから、現在利用者を限定しない形で交通弱者の方々が利用できるような運行ができないか調査・検討を進めており、今後、その実現に向けて努力したい。

小児科の夜間診療について

議員 阿久根、出水地区に小児科の夜間、休日診療所がないため、川内市か水俣市まで行かなければならない現状を市長は認識しているか。

また、野田の夜間診療所開設のように医師会に要望してほしい。

市長 子どもを持つ保護者にとっては、夜間の突然の発熱や咳は大変気がかりであり、さらに、夜間・深夜に状態が急変した際には、かかりつけ小児科医等であっても対応可能な医療機関はなく、夜間一次救急診療所か、小児救急電話相談の利用となるが、これも午後11時までであり、それ以降は救急車を要請し水俣市か薩摩川内市へ搬送する方法しかないため、時間を要している現状は十分認識している。

なお、平成23年8月に、野田に開設した夜間一次救急診療所の小児科は、一次救急の受付・診療のみ行っており、平成24年度は六百十件、平成23年度は六百十四件の小児科の受付状況である。

これまで、小児科の夜間診療については、小児科医が年々減少しているのが現状であり、小児科医師の確保や診療体制の確保等が難しいようであり、市としても、関係機関と連携し対策を模索していきたいと考えている。

質問者 松元薫久議員 子ども子育て会議について

議員 平成24年8月10日、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、8月22日に公布された。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、子ども・子育て会議条例が阿久根市でも制定され、子育て支援に関する施策の総合的、かつ計画的な推進を図るため、合議制の機関として、阿久根市子ども・子育て会議が設置されることになった。質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を基本的な目的として、この子ども・子育て会議に求められるもの

は数多くあると思っている。この新制度のもとに作られる合議制の会議と、今までの次世代育成支援対策地域協議会との違いについて、また今までのニーズ調査などを分析し、見えている阿久根市の子育て支援における課題についてお聞きしたい。また今後どのような政策に反映するか。

市長 子ども・子育て会議と次世代育成支援対策地域協議会との違いについて、次世代育成支援対策地域協議会は、平成15年に施行された次世代育成支援対策推進法に基づき設置され、次世代育成支援行動計画の策定及びその推進と取り組み状況に関して協議を行うものである。

次世代育成支援対策推進法は、我が国の出生率が低下し続けていることから少子化対策の一環として制定されたものである。一方、子ども・子育て会議は、平成24年に成立した子ども・子育て支援法に基づき、条例で定めるところにより、子ども・子育て支援事業計画策定等の事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努め

るものとなっており、本市においても先の6月議会条例を制定した。

昨年成立した「子ども・子育て関連3法」は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するというものであり、これから策定しようとする「子ども・子育て支援事業計画」は、平成27年度から本格施行される新制度の実施主体である市町村が、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定めるものである。

次に、本市のテーマとして何が、どのような政策に反映するのかについて、新制度により幼児期の教育・保育の仕組みが大きく変わる。満3歳以上で保育の必要のない学校教育のみの就学前の子どもを1号認定子ども、満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた子どもを2号認定子ども、満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子どもを3号認定子どもとして、その需給計画を立てるものであり、本年度中に需要調査を行い、量の見込みとその確保の

方策を立てなければならぬ。

区分認定ことの定員も決まらず、それにより施設への給付費も変わってくるので、施設としても、これまでどおりの運営が可能かどうか難しいものがあると考えている。

市全体の需給計画の中で、みなみ保育園の今後についても、決めていく必要がある。また、国では、保育時間を保護者の労働状況によって、短時間保育と長時間保育に区分する案も示されていることから、それに伴って、保育料も施設給付費も変わることが想定され、ますます難しい判断を迫られるものと危惧している。現在、本市においては、求職活動中の方も、保育園の利用を認めているが、それが給付の対象にならないとすれば、その対応についても検討していく必要がある。保育料の公定価格を国が提示する時期が来年度初めということ、タイトなスケジュールの中で来年度、計画の策定及び運営基準や支給認定基準に関する条例を策定することになる。

本市としては、子どもの利

益を守ることを主眼に、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図り、すべての子どもが健やかに成長できる制度を確立していかなければならぬと考えている。

子宮頸がんワクチンについて

議員 私を含め数名の議員から、このワクチンに対する危険性の指摘が何度もあったが、阿久根市は補助を付けて無料化する独自の政策を改めるには至らなかった。本年4月から定期接種化され、新たな薬害問題が起こってしまったと無力感を感じていたが、厚生労働省はワクチン接種後に長期的な痛みやしびれなどの重篤な副反応を訴える人が相次いでいるため、一時的に接種の推奨を控える方針を決めた。接種は中止しないものの、自治体に対し、対象者に個別の案内を出さないよう勧告している。法のもとに自治体を実施している定期接種化されたワクチンで推奨を控えるのは異例である。

被害者の会は、国に対し接種中止を求める運動をしているが、市長はどのように考えるか。また、平成23年度途中から、国が定期接種化するまでの間、阿久根市は補助を付けて無料化した。その費用はいくらだったのか。23年度途中からの無料化は政策的な間違いだったと思うが、市長はどのように考えるか。

市長 阿久根市は、平成23年7月

月から、感染症予防対策の強化を図るため、当時はまだ任意接種であった子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類について費用助成のため予算措置し、事業を実施してきている。平成25年度当初予算当初予算を審議する際には、子宮頸がんワクチンの安全性や副作用について質疑がなされたが、6月14日付で厚生労働省から、全国の自治体へ「ワクチンとの因果関係を否定できない副反応があるため、積極的な勧奨を差し控える」という勧告があった。市では予防接種対象者の保護者と医療機関へこの勧告の内容と併せ、接種自体を中止するものではないことをお知らせした。

市町村独自で接種をやめることはできないかとお尋ね

であるが、4月1日から、予防接種法の定期の予防接種に規定されたため、市町村独自で接種をやめることは出来ないようである。

市としても、対象者の接種機会の確保は必要との観点から、国の動向も見据えながら事業を実施してまいりたいと考えている。

また、6月の積極的勧奨をやめた後の接種者の実績は、1回目を接種した方が6人、2回目が7人、3回目が2人の合計15人となっている。

次に、平成23年度途中から、国が定期接種化するまでの間、本市は補助をつけて無料化した。接種費用は、平成23年度は千五百七万二千元、平成24年度が三百五十五万円の合計千八百六十二万二千元である。

阿久根市の危機管理について

議員 7月8日に原発の新規制基準が施行され、それに先立ち7月4日に原子力規制庁主催で、新基準の説明会が原発立地自治体、周辺自治体に対してあったと聞き、阿久根市

の対応と情報収集について、翌日、市役所を訪れた。しかし、不参加のうえに、担当課の企画調整課長も説明会のことすら把握していない事実がわかった。鹿児島からは県と薩摩川内市、いちき串木野市は参加している。全国からは50の道府県と市町村から70名が参加し、新基準に関する厳しい意見や、活断層問題等に対する質問があったようである。

西平市長と数回にわたり原発の議論をする中で、安全性や再稼働に関する市長の考えを聞きながら、危機管理意識が薄いことは感じ取っていたが、近くは大川で10キロ、市内ほとんどが30キロ圏内に入る原発周辺自治体の首長として、市民の安全・安心・福祉をあずかるトップとして、今回の不祥事は再稼働に不安を持つ市民に対し誠実な姿勢とは言えず、西平市長は過渡期にある原子力政策に真剣に向き合っているとは到底思えない。

日ごろの西平市長の国や県に判断を丸投げした無責任な危機管理体制が、職員危機管理意識や緊張感をなくして

しまったことが原因であると思う。不祥事のたびに職員意識の向上を約束されているが、その効果は見えず、市長の危機管理意識の低さが今回の不祥事を生んだと言える。今回の不祥事の経緯をどのように思うか。また、どのような対応をしたのか。あわせて今後の対策を聞かせてほしい。

市長 原子力規制庁が7月4日に東京で開催した発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する説明会へ、本市が参加しなかった経緯について、同説明会は、昨年6月に福島第一原発事故の教訓を踏まえた法改正が行われ、その新基準を、既設の原発に適用すること等が規定され、7月8日から施行されるにあたり、関係自治体職員に、新基準について説明するために開催されたものである。

説明会の案内は、6月21日、本市の代表メール宛に、原子力規制庁からのメールを、県の原子力安全対策課より転送される形で送信されたものである。本市の代表メールは、総務課行政係において一括管理しており、行政係職員が随

時メールをチェックし、内容によつて関係課等へ転送をしている。

当該メールは6月21日に、職員が確認をしているが、本メールは、防災に関する範ちゅうで行政係が所管するものと考え、また、メールが文書等の添付もない単に転送された形態であつたため、情報提供程度のもと職員の判断により、関係課への転送はされなかつたものである。

結果として、関係課等への情報伝達がされず、説明会翌日、松元議員が企画調整課を訪問された際は、職員間での情報共有がされておらず、適切な回答ができずに、御迷惑をおかけしたところである。

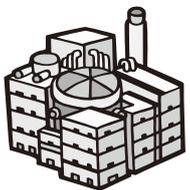
このことに対する対応と今後の対策については、説明会の内容等については、7月9日、県の原子力安全対策課へ本市職員2名が出向き、担当者から説明を受けたほか、資料についても全てを準備していた点とある。

なお、メールを処理した職員は、事務処理における判断ミスと現下の原子力行政を取り巻く状況下にあつて注意力、危機管理意識においても

欠如があつたとの判断から、文書訓告を行い、上司である総務課長については本市の原子力防災担当課長としての職責の重さを考慮して、同様に文書訓告を行った。

また、メール転送されなかつたことについては、個人の判断ミスはもとより市代表メールの受信形態にも課題があることから、課内での検討を基に、メールの発信元ごとに自動でメールを振り分ける機能を設定するなど、重要メールを見逃がさないための改善をしたほか、代表メールで受けたメールについては、些細な関連であつても関係課等へ転送することを徹底したところである。

原発立地自治体の隣接市であり、UPZ圏内の自治体である本市としては、今後も国の原子力行政のあり方に注視しながら、情報の収集に努めるとともに、市民の安全、安心を最優先した原子力対策を進めていきたい。



質問者 牛之濱由美議員 市内民生委員の現状について

議員 現代社会は高齢化人口の

拡大に伴い、民生委員はさまざまな問題、一人暮らし、老介護、施設等の入所待機問題、また、一人親家庭や保護世帯への支援活動、そして児童福祉法における児童委員も同時に担つておられ、児童・幼児虐待やドメスティックバイオレンスといった新しい社会的課題への取り組みなど、民生委員に求められる活動ニーズが非常に高い現状、と思うが、市長の認識をお伺いする。

2点目は、区によっては民生委員の選出に苦勞されていることもあり、区長が兼務されている現状もある。職務の多様化から、なり手不足の問題が多く、自治体で叫ばれているのも事実であり、阿久根市としての取り組み、例えば委員育成制度はあるのかお尋ねする。

3点目は、民生委員は地方公務員法による非常勤の特別

職の地方公務員に該当するが、あくまでも無報酬という委託型ボランティアの形態で、活動費という費用が支給されている。この支給額について、市長の率直な考えを伺いたい。

市長 本市には、民生委員・児童委員60名、主任児童委員3名、計63名の方がいらつしやる。民生委員法では、「民生委員、児童委員は社会奉仕の精神をもつて常に住民の立場に立つて相談に応じ、かつ必要な援助を行う存在」と規定され、職務の遂行にあつては相談や支援にあたる方の秘密を守ることにされている。また、市町村長は民生委員・児童委員に対し、援助を必要とするものに関する必要な資料を依頼し、そのた、民生委員・児童委員の職務に関して、必要な指導をすることができるとされている。

特に高齢者が福祉サービスを受ける際や、就学援助費申請時等には、民生委員の意見を記入していただく必要があり、地域の高齢者の見守り活動やいきいきサロンの開催など、日ごろの活動に対し深く感謝している。さらに、少子

高齢化の進行や長引く経済の低迷、住民の抱える課題は複雑多様化しており、社会的孤立や孤独を防ぐ取り組みや、災害時の要援護者支援への対応など地域住民の立場に立つて相談支援活動を行う、民生委員・児童委員の役割は、これまで以上に重要になつてきているものと考ええる。また、民生委員の任期は3年であり、今年12月は改選時期となつているが、各区から推薦された候補者について推薦会を開催し、県知事へ推薦したところであるが、候補者の推薦に苦勞された地区もあり、区長と兼務の方も12名いらつしやる。

次に、民生委員の育成制度について、民生委員・児童委員協議会の研修会等は担当の課長及び職員が参加して業務の説明等行つているが、特段の育成制度はない。活動費については、民生委員法第10条に、民生委員には給与を支給しないとされており、報酬は支給されないが、活動に必要な実費弁償を支払うことは可能であり、活動費として支給されている。県から民生委員・児童委員協議会に対して活動

高齡化の進行や長引く経済の低迷、住民の抱える課題は複雑多様化しており、社会的孤立や孤独を防ぐ取り組みや、災害時の要援護者支援への対応など地域住民の立場に立つて相談支援活動を行う、民生委員・児童委員の役割は、これまで以上に重要になつてきているものと考ええる。また、民生委員の任期は3年であり、今年12月は改選時期となつているが、各区から推薦された候補者について推薦会を開催し、県知事へ推薦したところであるが、候補者の推薦に苦勞された地区もあり、区長と兼務の方も12名いらつしやる。

費として交付金が支払われており、市から一人当たり六万三千円の63名分三百九十六万九千円を補助金として支出している。これらの交付金や補助金を民生委員・児童委員協議会の運営費としてその中から各民生委員には年間の活動費や出会謝金としてそれぞれ支払われていると理解している。その額が民生委員の活動にふさわしいものかどうか現状では判断しかねるので、今後、民生委員のご意見等を伺い、また他市の状況等も調査して検討したい。

て 自治基本条例について

議員 平成23年度第1回定例会の一般質問において、自治基本条例の制定への取り組みについてお尋ねしたが、取り組みについて再度お聞きする。

次に、全国の自治体にはユニークな条例が制定され、地域振興にも一役買っているといわれている。条例の制定については我々議会も、勉強、努力の必要性を痛感しているが、行政としての取り組みについて市長の考えを聞かせて

いただきたい。

市長 自治基本条例については、住民自治に基づく自治体運営の基本原則や地域づくりの理念などを示した独自の基本条例として、全国の地方自治体において制定が進められている。

県内では、薩摩川内市と出水市の2市に加え、平成25年6月に、いちき串木野市が新規に制定し、鹿児島市の市民参画を推進する条例まで自治基本条例として位置づけると、4市が制定している。

平成23年第1回定例会で牛之濱議員の一般質問にもお答えしたとおり、よりよいまちづくりのためには、住民の意見を多く取り上げることが重要だと認識に基づき、マニフェストに自治基本条例の策定を示している。これは、自治基本条例の策定が目的ではなく、住民の意見を行政に生かす仕組みを作り、共生・協働によるまちづくりを主眼においたものであり、その第一歩として、平成23年度に「市民まちづくり百人委員会」を設置し、市民の皆様からまちづくりに対する貴重な御提言を各種施策に反映させてきた

ところである。今年度からは、市内各区における自主的かつ自立的な地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを支援する「地域づくり活動支援事業」を新たにスタートするなど、市民参加によるまちづくりの施策を進めている。

自治基本条例の策定は、本市におけるまちづくりの理念や住民自治の根幹をなすことから、住民参画のもとに十分な議論を重ねながら進める必要があり、策定期間を明確には申し上げられないが、今後も、市民の皆様との共生・協働によるまちづくりを進めながら、本市ならではの自治基本条例の制定に向けて取り組んでいきたい。

次に、地域活性化に資する本市独自の条例制定について、他の自治体に見られない当該自治体の地域性等、あるいは特有の問題に対処することを目的として、全国の自治体で条例の制定が進められており、県内でも、いちき串木野市の「本格焼酎による乾杯を推進する条例」や志布志市の「子ほめ条例」などが制定されている。

本市において、現時点では、

独自の条例制定に関して具体的にお示しできるものはないが、地域活性化には行政だけではなく、議会をはじめ、市民や各種団体などがお互いに連携しながら共生・協働によるまちづくりを進めることがますます重要になってくるものと考えている。

市としても、阿久根ならではの自然や食、文化や歴史など、地域の魅力を生かしたまちづくりに向けて、市民が主役の共生・協働による取り組みを進める中で、阿久根市らしい独自の条例制定についても検討していきたい。

質 問 者 中 面 幸 人 議 員 環 境 行 政 について

議員 北薩広域行政事務組合では旧野田町菜切地区を新焼却処理施設の建設予定地として決定し、事業を進めている。

平成18年に制定された基本構想では現有施設の解体費用等も含めて、建設費用として百億円くらいの試算をしている。我が市においても、市民

の所得を上げる政策、それには高齢化・人口減少が進む中、交流人口を増やす施策が最重要であり、そのためには観光振興政策に力を入れようということ、阿久根市の再生に向けての大きな事業が始まった。広域組合の事業と云えども議会でも十分な審議を行い構成自治体としてしっかりと考えた考え方を、市民にも説明しなければいけない。

第1問、ごみ問題に対する市長の認識について。今、全国の自治体が限りある地球の天然資源の消費抑制、環境への負担軽減、そして3R運動を基本とし、ごみ処理に係る経費の削減等ごみ問題に真剣に取り組み始めているが、市長の考えをお聞きしたい。

第2問、平成23年11月に広域の理事会で、福岡県の大木町と熊本県の西部環境工場を視察され2市1町もごみ減量の必要性を感じ、「ごみ減量大作戦」と題し各自自治体にごみ減量推進協議会が組織され減量化への取り組みが始まった。現在まで、阿久根市では4回の協議会が開催されているようだが、ごみ減量推進協議会に対し市長が期待するも

の何か。

第3問、活動や課題を達成するには目標を定めて努力をするのが一番かと思うが、阿久根市はごみの減量目標の設定はしないのか。

第4問、目標達成のために必要な対策について、ごみ減量を推し進めていくための方策について。

第5問、ごみ減量と新焼却処理施設との関連について

1点、新焼却処理施設の今後のスケジュールについて。

2点、ごみ減量大作戦の実績が新焼却処理施設の規模等に活かされているか。

3点、循環型社会形成推進地域計画を提出し、交付金内示を受けてから機種等の変更ができるのか。

4点、新焼却処理施設の建設費の負担割合の内訳と、平成18年度に策定された基本構想時の金額での負担割合について。

以上について市長の考えをお聞きしたい。

市長 本市のごみ処理は、出水市・阿久根市・長島町の2市1町で構成する北薩広域行政事務組合で処理を行っており、最近のごみ排出量を見る

と、家庭ごみについては、構成市町全体では減少傾向にあるが、近年、わずかに増加しており、特に、可燃物の中にはペットボトルや紙類など、分別すれば資源になるものも混入されている状況が見受けられる。

これまで増加傾向にあった事業所ごみは減少してきているが、再生可能な段ボール、紙類、缶、ビン類等の混入が多く見受けられる。ごみの処理量はリサイクルする方向に転換したことで、構成市町全体で見ると減少傾向であったが、近年は横ばいになっており、まだまだ減量できる余地があり、循環型社会を推進するためにはごみ問題は避けて通れない課題であると認識している。

次に、ごみ減量推進協議会に期待するものは何かについて、阿久根市ごみ減量推進協議会は、市民、事業者及び市が一体となって、ごみの減量、再資源化及び再利用等を推進するために、平成24年6月に組織し、昨年度はごみ処理施設等の視察を含めて4回の会議を開催し、ごみ減量につながる方策を協議していただいた

ている。また、北薩広域行政事務組合でも出水地区ごみ減量推進協議会が昨年11月に組織され、それぞれの市町から会長・副会長及び担当課長が出席し、それぞれの協議会や市町で個々の実情に即した実行計画を策定、実行し、その成果等についてこの協議会に持ち寄り、2市1町で共通で取り組むべき事項があれば、この協議会から各市町に一斉に取り進むよう呼びかける方向で進めていくことを確認した。今後、協議会等で協議、検討された内容等に基づき、ごみ減量化に向けた取り組みを推進していきたい。

次に、ごみ減量の目標について、推進協議会の中でごみ減量につながる方策を協議していただき、出された意見を参考にしながら、具体的な施策を検討しながら目標値を設定するための作業中である。その目標のために必要な対策について、現在、リサイクル率の収集率やごみの組成率などの分析等の情報収集を行っており、それらの情報を参考に具体的な施策を決定し、実現しなければと考えているが、市民一人一人の協力

を頂かなければ実現できるものではなく、あらゆる手法を用いて広報、啓発を行ってみたい。

次に、ごみ減量と新焼却処理施設との関連について、新焼却処分場建設の今後のスケジュールは、平成25年度中に、一般廃棄物ごみ処理基本計画を見直し、また、循環型社会形成推進地域計画を策定して、国、県へ提出することとし、平成26年度には、生活環境影響調査や焼却処理施設及び最終処分場基本計画の設計業務と測量調査及び地質調査を行い、平成27年度には、焼却処理施設発注仕様書作成及び最終処分場実施設計業務と造成実施設計を行うこととし、平成28年度に工事に着手する計画である。

なお、スケジュールについては、事業の進捗次第で変更になる可能性があるということも伺っている。

次に、ごみ減量大作戦の実績が活かされるかについて、ごみ減量大作戦による施策及び将来目標値は、現在、作成している一般廃棄物ごみ処理基本計画の見直し及び循環型社会形成推進地域計画に盛り

込まれる予定であり、その後、新しく整備する焼却処理施設の規模、能力に反映させる予定と伺っている。将来目標値は、施設規模を決定する上で最も重要なものになるが、施設規模の変更については、実施設計等までは可能であり、今後のごみ減量化の動向を見ながら修正が可能であると考ええる。

次に、循環型社会形成推進地域計画作成後に機種変更ができるかについて、循環型社会形成推進地域計画は、主に将来の計画収集量や新しく整備する焼却処理施設等の概算事業費、規模の内容となっており、機種等の指定はなく、平成26年度以降に検討委員会を設置して、処理施設基本計画を策定し、その中で機種の検討・決定がされることになると考える。

次に、建設費の各市町の負担割合について、均等割一〇%、人口割四五%、実績割四五%で算出されることになると考える。

なお、施設整備等に係る公債費については、均等割一〇%、人口割九〇%で算出されることになると思われる。ま



た、平成18年度に作成された基本構想での各市町の負担割合について、この基本構想は、あくまでも候補地選定のために参考資料として作成したことを前提にお答えをさせて頂く。当時の百億円については、運転委託を前提に積算されたもので百億円には、10年間分の委託料と修繕等を含む管理費が含まれており、これらの経費を除き、実際に純粋な焼却処理施設及び最終処分場の建設費としては、約七十一億円と試算されていた。

当時の歳出予算ではその七十一億円に対し、四十億円程度の交付金があり、残りの三十一億円程度が一般財源負担分となり、その三十一億円を2市1町で負担することとなっていた。

この三十一億円の中で、阿久根市の負担分については、公債費に係る交付税措置分を除き約八億円と試算されていた。

質問者 竹原恵美議員
阿久根市「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画について

議員 現段階での現状、建設までのスケジュール計画、パブリックコメントの実施結果・課題、今後の予定を説明ください。

市長 「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画については、まず、計画の策定状況については、昨年10月からこれまで5回の委員会を、ワーキンググループによるワークショップを3回開催し、計画策定を進めてきた。そして、8月29日に開催された第5回委員会において、パブリックコメントで出された意見についての説明及び計画の素案に対しての協議がなされ、最終的な取りまとめがされた。今後は、これらの意見を取りまとめ、基本計画を策定していく。パブリックコメントには、3件の意見が寄せられて、貴重な御意見として今後の取り組みに反映させていきたい。

次に、建設スケジュール、今後の予定について、この計画の拠点となる阿久根駅と市民交流センターはその整備に向け、既に事業を進めている状況である。旧港については、2段階での整備を計画しており、当面は現状を活かしてソフト事業の展開により交流拠点として活用し、将来的には、老朽施設の撤去や施設整備を行い、交流観光拠点として整備していくこととしている。

今後は、鹿児島県や北さつま漁協など漁業関係者と十分な協議を行い、旧港の活性化を目指したい。

また、これらの拠点をつなぐ市道等は、今後5年間に社会資本整備総合交付金等を活用して整備していく計画であり、公園については、魅力ある観光地づくり事業など効果的な補助制度を活用して整備を進めてまいりたい。

また、ハード面の整備を進めつつ、市民の方々と協働によるまちづくりを展開していくため、市長と語る会を開催するとともに、併せて各種団体の方々との意見交換会やまちづくりに関する講演会などを開催していきたい。

市有資産について

議員 市有資産で現在有効活用できていない土地や資産、耐用年数を過ぎた資産、また将来、財政負担になっている資産の説明及びそれらの将来の計画を説明ください。

市長 市が有する公有財産は、行政財産と普通財産に分けられ、行政財産は公用又は公共用に供される財産とされ、普通財産とは行政財産以外の一切の財産とされている。具体的には、行政財産は、庁舎等行政に関する事務を処理する施設、市民会館や集会施設など、市民の方々をはじめ一般の利用に供されている施設等であり、普通財産は、例えば、従前行政財産であったものから所管換えをされた財産などである。

これらの財産の中で有効活用されていないものの状況について、行政財産については、基本的にはそれぞれの施設等の設置目的にしたがって活用されている。一部には、利用者の減少などにより、利用されていないものもあるが、今後、利用動向等を予測しながら

一方普通財産は、現在特定の行政目的のために活用しているものではないことから、広く有効な活用を図っていくことが求められているものである。

平成24年度末に市の財産台帳に登録している普通財産は、土地が山林を含めた種別ごとの件数で83件、建物が棟数で31件で、このうち貸付を行っている財産は54件、平成24年度中に売却した財産は6件である。

普通財産は、これまでも貸付や処分等を行い有効活用に努め、市の維持管理の負担の軽減を図っているが、引き続き有効な活用方を講じてまいりたい。

次に、耐用年数を過ぎた財産の状況について、市有財産における耐用年数の取り扱いには、それぞれの建物等において定められている年数によることを基本としながら、国等の補助金を受けて整備した一部の財産にあつては、施設の処分制限期間によることとしている。

耐用年数等について、平成

24年度末現在で年数を超過している市の建物等は、行政財産で70件、普通財産で20件、合計90件である。

これらの財産の中には、老朽化等により現在利用に供されていないものもあり、その設置目的等や利用状況を踏まえ、今後の見込み等を予測し、解体処分や維持修繕・改修の要否等を検討したい。

将来の負担、計画について、将来の負担とは、直接的には財産を将来にわたって市が管理・運営する場合に生じる負担と考える。

行政財産は、その時々々の行政需要に応じて設置目的を定め維持管理しており、この間、市においては、行政改革大綱等に基づいて、維持管理の要否、管理主体の当否等について検討を行い、見直しをしてきた。

設置目的を達成し終えた財産はこれを廃止し、また他で管理することが適当なものは民間等に委ねるなどの措置をとるとともに、引き続き市で維持管理すべきものについては、必要に応じて計画を定め改修等を行っている。

例えば、市営住宅について

は、平成23年度に策定した阿久根市公営住宅長寿命化計画等により、老朽化住宅を解体し、小規模な住宅を集約しながら必要な整備を進めていくこととしている。

また、普通財産については、引き続き計画的な処分や効果的な貸付等を行うことが求められており、昨年策定した第5次行政改革大綱の実施計画においても、自主財源の確保のため普通財産の有効利用と売却等を含めた適正管理として、期間内に継続的な取り組みを進めることとしている。

今後、現在活用されていないものは貸付や処分等を積極的にを行い、活用中ものは将来にわたる継続的な活用の要否等を検討して計画的な整備を行い、将来的な負担の軽減、効果的な活用の促進を図ってまいりたい。

学校の統廃合について

議員 鹿児島県内でも小中一貫

校への移行、統廃合が進んでいるが、阿久根市で進めていく考えはないか。教育の観点、資産管理の観点から説明くだ

さい。

市長 これまでの経緯等を踏まえると大変難しい課題であり、現時点での学校統廃合は厳しいものがあると認識している。「子は宝」と言われるように市民や校区民にとつて、学校は、子供たちから元気をもらい、にぎわいの場としての活性化の拠点でもあると考えている。統廃合に対する区民の理解や保護者、児童、生徒たちの考え方等、費用対効果では、はかりえない課題がある。

子供たちのための学校づくりを考えたとき、施設整備を含めた環境整備の改善が必要であり、平成22年度から24年度まで耐震補強・大規模改修工事を実施し全て完了したところである。

また、老朽化による大規模改修が必要な校舎等もあることから、今後、児童・生徒数の推移や学校施設規模等を勘案しながら大規模改修計画等についても協議を進めていきたい。

現時点での学校の統廃合に關しては、難しいものと考えているが、5年先、10年先の将来においては、児童、生徒

数の減少も顕著なことから、必要な情報を収集しながら調査研究を行い、地域の伝統・文化の継承等も併せたいうえで、保護者・地域などの関係者との協議を進め、将来の学校像について課題を共有して解決に向けた対策を図ることが重要だと考えている。

教育長 学校の統廃合については、これまでの経緯等を踏まえ様々な課題があると認識している。

阿久根市の小・中学校の児童・生徒数の推移を平成元年と平成25年で比較すると平成元年は小学校で二千四百四十八人、中学校は千五百五十人、平成25年には、小学校千八十八人、中学校五百七十三人となり、小学校は五十二・五％の減、中学校は五十・一％の減となっている。これが5年後の平成30年になると推計で小学校は九百二人、中学校は、五百五人となり平成25年と比べ小学校は十一・四％の減、中学校は十一・九％の減となる。

学校の統廃合について、大きく2つの課題があると考えられる。1つは、学校規模によるメリット、デメリットであり、小規模校であれば、少人

数のきめ細かい指導ができ、個別指導に力をいれることができるというメリットがあり、小規模校の学力は高い傾向にある。しかし、少人数のため、集団で活動したりするような切磋琢磨できる状況が少なく社会性が身に付きにくいというデメリットもある。

また、中学校においては部活動が少なく希望どおりの部活動ができないこともある。

また、仮に小規模校を統廃合しても学級の人数的に増えるだけで学級増にはつながらないものと考えられる。学校の統廃合が進めば、学校が残ったところはよいが、廃校になった地域のコミュニティの活性化が課題になる。学校を中心とした地域との連携が統廃合により希薄になり、そのことが地域のコミュニティの低迷につながってしまうことになるようである。

このように解決していかねければならない課題があり、今後とも、子どもたちのために教育環境の整備・充実に努め、子どもの未来のために継続して調査研究を慎重に進めていきたい。

(原田教育長)

質問者 濱崎國治議員 旧阿久根高校跡地の 活用の方策について

議員 旧阿久根高校跡地の活用については、平成25年第1回定例会の一般質問で、私立の中・高一貫校の誘致の計画が休止状態であり、具体的な活用方策は見出せない状況であるとの答弁であり、有効活用の方策は厳しい状況と考えている。ただ阿久根高校の跡地は、国道3号線や阿久根駅からも近く、小高い所に位置し、良い環境にあり、敷地も約3万4千㎡で規模的にも多方面の活用が可能であると思う。跡地の利活用について県は、市の裁量にまかせる考えであると、先の議会で市長答弁があった。そこで、市が県に対して積極的な提言を行い、一日も早い利活用による活性化を図るため、跡地に高齢者や障がい者などの福祉施設の設置・誘致する取り組みができないかお尋ねする。また、併せて、これらの福祉施設等の人材を育成するための人材育成機関を併設する考

えはないかお尋ねする。

福祉施設の設置は、雇用の増加等が図られるため、企業誘致に近い効果が可能であり、併せて人材育成機関を設置・誘致することにより、人材の確保が厳しくなってきたり、福祉施設の確保も可能となり、若者の定住が図られ、本市の活性化に大いに貢献すると考えるがどうか。

この辺で私立の中・高一貫校の誘致計画はすつきりさせて、新たな施設の設置・誘致の可能性を探る必要があると考えるがどうか。

市長 旧阿久根高校跡地は、校庭、体育館及び武道館は鶴翔高校が利用しており、体育館は、夜間に一般の方々に開放され利用されている。校舎については、施設、設備ともに長期間放置され、そのまま利用するには、多くの問題が生じることが予想される。

中・高一貫校の件については、阿久根高校、阿久根農高、長島高校が統合され、平成17年4月から鶴翔高校が開校されることにより、阿久根高校が平成19年3月までで廃校となることを受け、平成18年に阿久根高校跡地利用計画にか

かる会議が開催され、その後、この誘致計画が審議されてきたものである。

しかしながら、法人設立や中・高一貫校整備の費用の目的が立っていないことなどから、現在、その計画が休止状態となっているが、今後、旧阿久根高校跡地の活用を行うにあたっては、この計画について関係する方々と協議し、方針を決定する必要があると考えている。

御提案の高齢者や障がい者などの福祉施設の誘致や関係する人材育成機関の併設については、これらの作業を踏まえた上で、県の関係部署とも十分協議しながら進める必要があり、今後検討していきたい。



活用が期待される旧阿久根高校跡地

空き家活用による定住支援対策及び老朽空き家対策について

議員 本市の将来の人口推移で、2020年には、二万人を割り込み一万九千五百六十人とされている。少子化の影響もあり、人口減が急速に進んでいる。今のままでは、人口減少に歯止めはかからず、経済活動も低迷し活気が失われる事も考えられ、人口減少を抑制する施策を進める必要があると考えており、本市以外の方々に、移り住んでいただく方策もその一つではないかと考える。

そこで、先に市内の空き家の調査をされたとのことだが、利活用が可能な空き家の調査結果と、その結果をどのように活用されたいのかお尋ねする。

次に、国の補助事業として空き家再生等推進事業があり、補助率もよく、空き家の改修・改築を行い、市外からの定住を促進し、地域の活性化を図る事業だと理解しているが、この事業に取り組む考えはないか。この事業は、活

用タイプと除却タイプがあり、除却タイプは、老朽化して危険な住宅や空き家住宅を徐却する事業に補助するようなタイプだと理解している。特に老朽空き家については、所有者が不明な場合や所有者の資金不足のため放置されているケースがあり、台風等による隣家への安全対策、防犯や衛生上の関係からも対策が必要と考えるがどうか。

市長 昨年10月から11月にかけて、各区長の協力をいただき空き家実態調査を実施した結果、市内全体で七百七十三戸の空き家があることが判明した。

このうち状態が良好で利活用可能な空き家が三百四十九戸、老朽化しているが利活用可能な空き家が百二十五戸、老朽化して利活用も不可能な空き家が百九十五戸、倒壊の危険がある。または倒壊している空き家が百四戸であり、種類別では専用住宅の空き家が七百五十二戸と全体の九七・三％を占めている。また、一戸建ての空き家が七百六十戸と全体の九九・二％を占めている状況である。

地区別では、大川地区が三

百六戸、脇本地区が百三十八戸、市街地区が百九戸、西目地区が八十六戸となっており、市の南部地区に空き家が多く存在している状況が判明した。

今回の調査は事前調査であり、今後は現地調査を含めた本調査を実施し、調査情報の分析・整理やマッピング作業など、多くの事務作業が必要となつてくると考える。

お尋ねの空き家再生等推進事業は、不良住宅、空き家住宅、または空き家建築物の集積が居住環境を阻害し、または地域活性化を阻害している一因となつている過疎地域等において、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資することを目的として行う事業で、活用事業タイプと除却事業タイプに分かれている。活用事業タイプは、老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅、または空き家建築物の活用を行うもので、除却事業タイプは、活用事業タイプと同様に居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、または空き家住宅の除却を行うもので、いずれも

国が補助対象経費の2分の1を負担するものである。

本事業を実施する場合は、市においてその方針等を定め、所有者の意向等を確認する必要もあることから、今後検討を進め、先進事例等の情報収集にも努めて地域活性化につなげたい。

次に、隣家等への安全対策及び老朽空き家対策について、過疎化が進む本市の各地域においても老朽化した空き家の件数は増加の一途をたどり、環境衛生面での問題や台風等による倒壊やがれき等、廃材の飛散による危険性が懸念され、近隣住民に対して精神的、身体的に不安を与えるものである。空き屋等、個人の私有財産は、本来、所有者が自己責任において管理・処分を行うものであり、また建築基準法においても建築物の所有者等に対し適正な管理の努力義務を規定している。

本市としても、これらのことを踏まえ、県内や全国的にも制度化に向けた動きもあることから、先進事例等の情報収集に努め、その対策について調査、検討してまいりたい。

議員報酬等調査特別委員会の報告

阿久根市議会では平成23年12月に議員の職務、活動形態にふさわしい報酬のあり方を調査することを目的に、議員報酬等調査特別委員会を設置して調査を行いました。そして、9月10日の本会議において特別委員長が報告を行いましたので、その内容を要約して掲載いたします。

本委員会は平成23年12月20日に設置され、以降、6回にわたる委員会を開催し、資料の収集や内容の検討、議論を重ねてきました。また、議会報告会での参加者からの意見聴取及び市内各種団体との意見交換も行ってきました。

特に、市民の皆さまや各種団体から出された意見として、「安いか高いかはわからない。各議員がどのような仕事をしているかが、見ればもう少し上げてくださいという話ができてよいと思う」、「議員報酬はそれなりに払うべきと思う。しかし、26万3千円がいいのか判断がつかない」、「議員がこの給料で頑張つてるといふことであればそれでいいが、下げるといふことであれば、議員になりたい若い

人の夢がなくなるのではないかと思うので反対である」、「議員活動がわからないという意見があるが、そのとおりと思う。365日議員だと考える方がほとんどだと思うので、機会をつくりしっかりと活動を示せば、報酬が高い安いとか、議員活動が少ない多いという発想にはならないのではと思う」などがありました。

これらの意見や調査結果を踏まえ、各委員の意見として、「議員報酬を阿久根市と類似する団体と比較したとき阿久根市議会の報酬は高くない」、「議員がみずからの報酬等について決めることがどうなのか」、「特別職等報酬審議会が決めた現在の額でよいのではないか」、「特別職報酬等審議会にゆだねるべき」など、意見がありました。

また、少数意見として、「月額報酬は現状維持をし、期末手当を廃止して、その部分を政務調査費として使えるようにする」、「月額報酬を半分にし、基本報酬を決めたうえで、現在の年間報酬を超えないようにして、本会議や委員会を含め議長が認める範囲での日当制3万円から4万円にする」、「条例の本則を変えて10%カットや附則で

10%カットを行う」等の少数意見がありました。当委員会の調査結果として、阿久根市議会議員報酬及び期末手当については、現状維持でよいとの意見が多数でありました。

※なお、9月25日の本会議で、平成25年10月から平成27年3月まで議員(議長等含む)月額報酬を10%減額する条例改正案が議員提案され、9月27日の本会議で賛成多数により可決されました。

議会広報特別委員会を設置

阿久根市議会では、議会活動や市政の状況を市民の皆さまによりわかりやすくお伝えすることを目的に、議会広報特別委員会を設置しました。今後「議会だより」を議員が作成すること

で、より身近な議会広報となるよう努めてまいります。なお、本委員会が議会だよりを編集するのは来年2月発行分からを予定しています。

- ◎委員長 出口 徹 裕
- 副委員長 竹原 恵 美
- 委員 飯屋園 一 徳
- ” 松元 薫 久
- ” 牛之濱 由 美
- ” 濱崎 國 治

○議会のページ

10 月	9 月
19日 議員広報特別委員会 議員報告会 (11月1日まで)	25日 議会運営委員会 議員全員協議会
15日 議員広報特別委員会	24日 議会運営委員会
1日 決算特別委員会 (10月4日まで)	18日 議会運営委員会 正予算審査)
	17日 委員会(一般議案・補 正予算審査)
	13日 本会議(一般質問) 議員全員協議会
	12日 本会議(一般質問) 議員全員協議会
	10日 議会運営委員会 議員全員協議会
	3日 議会運営委員会 議員全員協議会

研修受け入れ

○八月二十七日

佐賀県伊万里市議会

- ・ 地域防災計画について
- ・ 川内原子力発電所に係る安全協定について

○九月三日

岩手県久慈市議会

- ・ 防災行政無線について
- ・ 議会基本条例について

○十月十八日

鹿児島県垂水市議会

- ・ 予算特別委員会の運営等々
- ・ 議会報告会の課題や問題点

○十月二十八日

千葉県流山市議会

- ・ 議会改革の取り組み
- ・ 特別委員会の運営について

議員研修

○市町村政研修会

8月8日鹿児島市において平成25年度市町村政研修会が開催され、議員が参加しました。

○全国市町村議会議員研修

8月5日から9日までの日程で、千葉県千葉市において全国の市町村議会議員を対象にした研修に8名の議員が参加しました。

【平成25年度一般会計補正予算(第4号)の主な概要】

(単位:千円)

公衆トイレ改修工事(折口駅)	7,600
乗合タクシー運行事業	231
暮らし安心・地域支え合い推進事業	1,516
介護基盤の緊急整備特別対策事業	116,000
保育士等処遇改善臨時特例事業	11,318
鳥獣被害対策実践事業	2,486
集落道路工事及び農道補修工事	13,724

【平成25年度介護保険特別会計補正予算(第1号)の主な概要】

高齢者紙おむつ等支給事業	3,766
--------------	-------

【平成25年度一般会計補正予算(第5号)の主な概要】

駅舎外構工事ほかにぎわい交流ステーション整備	72,523
------------------------	--------

お知らせ

◎ 議会会議録の閲覧について、本会議の質問や答弁内容を詳しくお知りになりたい方は、市立図書館で「市議会会議録」をご覧ください。市のホームページでもご覧になれます。

◎ 委員会記録を公開

平成25年第1回定例会から委員会記録をホームページで公開しています。

※ また、議会事務局でもご覧になれます。

※ 議会だより、議会傍聴に関するお問い合わせは、市議会事務局まで。
TEL(七二二)〇八一五
FAX(七二二)二〇二九

平成25年度
第4回定例会

12月上旬開会予定です。

日程は、市の行政連絡放送(防災行政無線)でお知らせします。